

令和 6 年度

伊丹市地域包括支援センター運営指針

伊丹市 介護保険課

I 策定の趣旨

II 地域包括支援センター等の意義・目的

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

2 地域性の視点

3 協働性の視点

IV 業務推進の指針

1 共通事項

- (1) 事業計画の策定
- (2) 設置場所
- (3) 職員の姿勢
- (4) 地域との連携
- (5) 個人情報の保護
- (6) 広報活動
- (7) 苦情対応
- (8) プライバシーの確保

2-1 総合相談業務

- (1) 実態把握
- (2) 総合相談業務
- (3) ネットワーク構築業務

2-2 権利擁護業務

- (1) 基本姿勢
- (2) 成年後見制度の活用
- (3) 高齢者虐待への対応
- (4) 困難事例への対応
- (5) 虐待防止ネットワークの強化
- (6) 消費者被害の防止

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- (1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
- (2) 介護支援専門員に対する支援
- (3) 在宅医療・介護の連携や認知症への理解の推進

3 介護予防の推進

- (1) 一般介護予防事業

4 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業

V 令和6年度の重点事項

I 策定の趣旨

この「伊丹市地域包括支援センター運営指針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。

地域包括支援センターの設置責任主体は市であることから、市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、市と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める必要があります。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

また、基幹型地域包括支援センターについては、地域型地域包括支援センターが行う業務の後方支援や各センター間の連絡調整、統括等の業務を担うものとして位置付け、市と連携し、市全体の地域包括支援センター業務の効果的、効率的な運営体制の構築をめざします。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会、地域福祉ネット会議、その他地域で行われている会合等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえ

で、連携・協働し、業務全体を「チーム」として支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

IV業務推進の指針

1 共通事項

「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」に基づき、「住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまち伊丹の実現」をめざして業務を推進します。

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定します。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所であり、運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）を考慮して事務所を設置します。

また、地域包括支援センターは、高齢者等の様々な情報を取り扱うことになるため、その情報管理には万全を期することが求められます。地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないよう、地域包括支援センターに併設する事業所の職員等から閲覧できないように、情報管理を徹底します。

(3) 職員の姿勢

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

また、高齢者の状況や変化に応じ、効果的で質の高い支援が提供できるよう、支援の振り返りと情報共有等により職員相互のスキルアップを図ります。

(4) 地域との連携

地域包括支援センターは、介護保険事業者、医療機関、民生委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、地域独自の社会資源、ネットワークを活用して高齢者を支援します。

また、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(5) 個人情報の保護

地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報の漏えい、滅失の防止等のために適切に管理します。

さらに、地域包括支援センター設置者及びその職員又はこれらの職にあった者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、業務に関係のない目的で使用しないなど、守秘義務を遵守します。

(6) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

(7) 苦情対応

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、地域包括支援センターを開設する社会福祉法人は苦情相談窓口を設けています。また、基幹型地域包括支援センターでは、地域包括支援センターの後方支援や各センター間の総合調整の一環として、住民からの苦情、意見等を受け付けます。

(8) プライバシーの確保

利用者のプライバシーを確保するために、相談の際には相談室で応じる等の配慮を行います。

2-1 総合相談業務

(1) 実態把握

来所や電話での相談、地域住民からの連絡、住民の「通いの場」の様子、高齢者実態調査等の様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

(2) 総合相談業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的かつ迅速に相談できる体制をつくります。また、支援を必要とする高齢者を見だし、保健・医療・福祉サービスをはじめとし、地域住民の通いの場の情報提供も含めた適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行います。

(3) ネットワーク構築業務

地域の社会資源やニーズを把握し、相談対応時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、支援が必要と思われる高齢者の実態把握を行うとともに、地域包括支援センターの3職種によるチーム支援を行います。

また、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な相談・支援につなげることができるよう、地域における様々な関係者とのネットワークの構築を図ります。

2-2 権利擁護業務

(1) 専門機関との連携

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、必要時には福祉権利擁護センター等の専門機関との連携に基づいた支援をします。

(2) 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

(3) 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに

当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切に対応を行います。

また、判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の老人福祉施設への措置が必要な場合についても、市と連携を図りながら支援します。

(4) 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討します。また、地域包括支援センター内での対応が困難な場合は、基幹型地域包括支援センターに報告・相談し支援を受けながら対応します。

(5) 虐待防止ネットワークの強化

高齢者虐待の早期発見・介入支援・再発防止のための見守り活動等を行うには、関係機関との連携が不可欠となります。そこで、基幹型地域包括支援センターを中核として、警察、地域住民、介護事業所等関係機関が定期的に集まり、虐待に関する課題を検討し、解決へ向けた検討を進めることで、高齢者虐待防止ネットワークの強化を図ります。

(6) 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

地域において、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関、介護サービス事業者等の関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が、ボランティア活動や地域の助け合いなどの介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域との連携・協力体制を整備します。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

介護保険サービスに限らず、保健・福祉・医療サービス、地域住民等によるインフォーマルサービス等様々な社会資源の活用を検討するため、地域ケア会議の開催等を通して地域包括支援ネットワークの構築を図ります。

(3) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、制度や施策等に関する情報提供、事例検討会や研修の実施、を実施します。

地域の介護支援専門員等が日常的に円滑な業務が実施できるよう、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築を推進します。

3 介護予防の推進

(1) 一般介護予防事業

高齢者がフレイルや要支援・要介護状態になることをできる限り予防しながら、自立した

自分らしい生活を送り、年齢を重ねても、いきいきと生きがいをもって暮らすことができるように、健康づくりや介護予防に関する情報を提供します。また、必要に応じて個々の高齢者に対する効果的な支援をアセスメントし、高齢者のできることを共に発見しながら必要な資源の利用をマネジメントします。

高齢者の自立意欲を高め、フレイル予防や介護予防の効果を十分に引き出すには、高齢者自身の主体的な取り組みが不可欠であることから、いきいき百歳体操をはじめとする高齢者の自主グループの活動を支援します。

4 指定介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業

高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、課題の見立てと適切なアセスメントを実施し、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護予防サービス支援計画を作成します。

また、指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、公平性・中立性を考慮した上で、事業所を選定し、必要に応じて助言、指導を行います。さらに、包括的支援事業の業務に支障をきたさないよう、地域包括支援センター3職種の職員は、原則、介護予防サービス支援計画を作成しないこととします。

V 令和6年度の重点事項

(1) 改正介護保険法施行に伴う介護予防支援の円滑な実施

改正介護保険法の施行により、介護予防支援の指定の範囲が拡大されます。また、併せて、報酬改定に係る事務が生じます。これに伴い、円滑な契約等の事務と、適切な介護予防支援の推進のために、地域の介護支援専門員との連携及び支援を行います。

(2) 共生福祉社会の観点に立った包括的な支援の強化

複合的かつ複雑化した課題を抱える個人や世帯に対して、引き続き支援関係機関につながるとともに、重層的支援体制整備事業を活用する等、対象者とその世帯が抱える課題の把握に努め、相談支援を行います。また、複合的かつ複雑化した課題を抱える家族を支える地域づくりを進めます。

(3) 高齢者虐待対応の迅速化

高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域の中で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応に取り組みます。

また、情報収集やコアメンバー会議における情報共有・支援方針決定、家庭訪問等について、より円滑に対応できるよう支援方法等を見直します。

(4) 認知症施策の推進

令和5年（2023年）には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。この法律は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することにより、認知症の人が尊

厳と希望を持って、支えられる側だけでなく社会の一員として共に支え合い尊重される社会の実現を推進することを目的としています。

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現のためには、認知症への社会の理解を深めることが重要です。そこで、認知症に関する正しい知識の普及と理解を深めるための啓発・情報提供に引続き取り組みます。また、社会の理解を深めるための啓発には知識や情報のみではなく、本人自身が伝えていくことが有効とされており、そうした視点でも取り組みを検討します。

また、認知症に係る相談が増加している状況において、引き続き、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本人・家族の支援を地域や関係機関と連携しながら行います。

さらに、本人のニーズに合った地域での活動を応援する仕組みづくりを検討します。